

2026 年 10 月 15 日

お客さま各位

碧海信用金庫

ローン契約に関する各種特約書の規定改訂のお知らせ

日頃より碧海信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、碧海信用金庫では、民法 548 条の 4 の約旨にもとづき、ローン契約に関する各種特約書の規定を改訂し、改訂後の規定をホームページに掲載しますので、お知らせいたします。ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

記

1. 改訂等をする規定

- ①変動金利型住宅ローンに関する特約（5 年毎元利金見直し規定あり）の規定
- ②変動金利型住宅ローンに関する特約（5 年毎元利金見直し規定なし）の規定
- ③固定金利選択型住宅ローンに関する特約（5 年毎元利金見直し規定あり）の規定
- ④固定金利選択型住宅ローンに関する特約（5 年毎元利金見直し規定なし）の規定
- ⑤無担保住宅ローンに関する規定 ※改訂により統合します。

2. 対象ローン

当金庫が指定する所定の住宅ローン商品全般

3. 改訂日

令和 8 年 11 月 9 日（月）

4. ご留意点

- ・改訂後の規定は改訂前からお取引いただいているお客さまにも適用されますが、規定の改訂後もお客さまの契約内容に影響はありません。
- ・今回の改訂により掲載中の「無担保住宅ローンに関する特約」を統合します。
- ・変動金利型住宅ローン、固定金利選択型住宅ローンの特約は保証会社の保証の有無に分けて、内容を改訂しています。

5. 改訂内容

別添の新旧対照表をご参照ください。なお、掲載する規定は当金庫ホームページ内「各種規定集」の融資関係規定集に掲載しますので、ご確認ください。

ホームページアドレス：<https://www.hekishin.jp/kitei/>

以 上

変動金利型住宅ローンに関する特約書の規定【新旧対照表 03-557】 (旧) 変動金利型住宅ローンに関する特約 (5 年毎見直し規定あり)

項目	旧規定（2022. 6）	新規定（2026. 11）	改訂内容																																									
第 1 条（利率の変更および変更基準）																																												
第 1 項	1. 原契約証書の借入要項に定めた利率は、金庫の定める住宅ローン貸出基準金利（以下「基準金利」という）を基準として基準金利の変更に伴って引き上げ、または引き下げられることに同意します。 なお、借入日現在の基準金利は年_____パーセントであることを確認しました。	1. 原契約証書の借入要項に定めた利率は、金庫の定める住宅ローン貸出基準金利（以下「基準金利」という）を基準として基準金利の変更に伴って引き上げ、または引き下げられることに同意します。	基準金利の確認文を第 2 項に移動																																									
第 2 項	2. 保証会社保証付のローンで保証料毎月払い方式の場合は、基準金利に保証料年_____パーセントを加算するものとします。	2. 借入日現在の基準金利は年_____パーセントであることを確認しました。なお、基準金利に下記の利率を加算するものとします。 (1) 保証料毎月払い方式の場合、保証料年_____パーセント (2) 第 3 項の各保険に加入した場合は、第 3 項記載の該当利率	第 1 項から基準金利確認文を移動し、保証料と保険加入時の加算利率を統合																																									
第 3 項	3. 第 4 項の各保険に加入した場合は、基準金利に第 4 項記載の該当利率を加算するものとします。	(削除)	第 2 項に統合																																									
第 4 項→第 3 項	4. 下記各保険に加入した場合、下記保険の加算利率の合計年____パーセントを原契約証書の借入要項記載の利率に含むものとします。	3. 下記各保険に加入した場合、下記保険の加算利率の合計年_____パーセントを原契約証書の借入要項記載の利率に含むものとします。なお、一般の団体信用生命保険には加算利率はありません。加算利率に相当する加入保険のうち、主となる団体信用生命保険の番号は____、追加特約保険の番号は____です。	項番号を第 4 項→第 3 項に変更。 一般団信の加算利率なしを明記、 加入保険の番号記入欄を追加																																									
第 3 項【保険表】	<table><tr><td></td><td>加入保険</td><td>加算利率</td></tr><tr><td rowspan="4">主となる 団体信用 生命保険</td><td>ガン保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.100 パーセント</td></tr><tr><td>3 大疾病保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.200 パーセント</td></tr><tr><td>団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.300 パーセント</td></tr><tr><td>引受条件緩和型団体信用生命保険</td><td>年 0.300 パーセント</td></tr><tr><td rowspan="2">追加する 特約保険</td><td>団体信用介護保障保険</td><td>年 0.100 パーセント</td></tr><tr><td>8 大疾病補償付債務返済</td><td>年 0.150 パーセント</td></tr></table>		加入保険	加算利率	主となる 団体信用 生命保険	ガン保障特約付団体信用生命保険	年 0.100 パーセント	3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.200 パーセント	団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.300 パーセント	引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.300 パーセント	追加する 特約保険	団体信用介護保障保険	年 0.100 パーセント	8 大疾病補償付債務返済	年 0.150 パーセント	<table><tr><td>団信種類</td><td>番号</td><td>加入保険</td><td>加算利率</td></tr><tr><td rowspan="4">主となる 団体信用 生命保険</td><td>1</td><td>ガン保障特約付団体信用生命保険（プレーン型を除きます）</td><td>年 0.100 パーセント</td></tr><tr><td>2</td><td>3 大疾病保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.200 パーセント</td></tr><tr><td>3</td><td>団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.300 パーセント</td></tr><tr><td>4</td><td>引受条件緩和型団体信用生命保険</td><td>年 0.300 パーセント</td></tr><tr><td rowspan="2">追加特約 保険</td><td>5</td><td>団体信用介護保障保険</td><td>年 0.100 パーセント</td></tr><tr><td>6</td><td>8 大疾病補償付債務返済支援保険</td><td>年 0.150 パーセント</td></tr></table>	団信種類	番号	加入保険	加算利率	主となる 団体信用 生命保険	1	ガン保障特約付団体信用生命保険（プレーン型を除きます）	年 0.100 パーセント	2	3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.200 パーセント	3	団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.300 パーセント	4	引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.300 パーセント	追加特約 保険	5	団体信用介護保障保険	年 0.100 パーセント	6	8 大疾病補償付債務返済支援保険	年 0.150 パーセント	①各保険に番号（1～9）を付与 ②ガン保障特約付に「プレーン型を除きます」を追加 ③「追加する特約保険」を「追加特約保険」に変更 ④無担保住宅ローン用の保険表を新設
	加入保険	加算利率																																										
主となる 団体信用 生命保険	ガン保障特約付団体信用生命保険	年 0.100 パーセント																																										
	3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.200 パーセント																																										
	団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.300 パーセント																																										
	引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.300 パーセント																																										
追加する 特約保険	団体信用介護保障保険	年 0.100 パーセント																																										
	8 大疾病補償付債務返済	年 0.150 パーセント																																										
団信種類	番号	加入保険	加算利率																																									
主となる 団体信用 生命保険	1	ガン保障特約付団体信用生命保険（プレーン型を除きます）	年 0.100 パーセント																																									
	2	3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.200 パーセント																																									
	3	団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.300 パーセント																																									
	4	引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.300 パーセント																																									
追加特約 保険	5	団体信用介護保障保険	年 0.100 パーセント																																									
	6	8 大疾病補償付債務返済支援保険	年 0.150 パーセント																																									

項目	旧規定（2022.6）			新規定（2026.11）				改訂内容
		支援保険		【一部の無担保住宅ローン】				
				団信種類	番号	加入保険	加算利率	
				主となる 団体信用 生命保険	7	ガン保障特約付団体信用生命保険 （プレーン型を除きます）	年 0.200 パーセント	
					8	3 大疾病保障特約付団体信用生命 保険	年 0.300 パーセント	
					9	引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.400 パーセント	
第 2 条（利率変更の基準日と変更日）								
第 1 項	1. 利率の引き上げ幅または引き下げ幅の算出は毎年 4 月および 10 月の第 1 営業日（以下「基準日」という）に行うものとし、引き上げまたは引き下げ幅は、前回基準日（借入後最初の見直しの場合は、借入日）における基準金利と現基準日における基準金利の差とします。	1. 利率の引き上げ幅または引き下げ幅の算出は毎年 4 月 1 日および 10 月 1 日（以下「基準日」という）に行うものとし、引き上げまたは引き下げ幅は、前回基準日（借入後最初の見直しの場合は、借入日）における基準金利と現基準日における基準金利の差とします。						第 1 項の「4 月および 10 月の第 1 営業日」を「4 月 1 日および 10 月 1 日」に変更
第 3 条（利率変更の通知）	利率を変更した場合、金庫は借主に対して、利率変更後最初に到来する約定返済日までに、変更後の利率および毎回の元利金返済額等を書面により通知するものとします。	利率を変更した場合、金庫は借主に対して、利率変更後最初に到来する約定返済日までに、変更後の利率および毎回の元利金返済額等を書面等により通知するものとします。						「書面」を「書面等」に変更
第 9 条（繰り上げ返済）								
第 4 項	4. 全額繰り上げ返済によりローン契約は終了となり、第 1 条第 4 項に該当するすべての保険に対する保障ならびに特約は終了するものとします。	4. 全額繰り上げ返済によりローン契約は終了となり、第 1 条第 3 項に該当するすべての保険に対する保障ならびに特約は終了するものとします。						参照条項を第 1 条第 4 項→第 3 項に変更

変動金利型住宅ローンに関する特約書の規定【新旧対照表 03-537】（旧）変動金利型住宅ローンに関する特約（５年毎見直し規定なし）

項目	旧規定（2022. 6）	新規定（2026. 11）	改訂内容																																									
第 1 条（利率の変更および変更基準）																																												
第 1 項	1. 原契約証書の借入要項に定めた利率は、金庫の定める住宅ローン貸出基準金利（以下「基準金利」という）を基準として基準金利の変更に伴って引き上げ、または引き下げられることに同意します。 なお、借入日現在の基準金利は年 _____ パーセントであることを確認しました。	1. 原契約証書の借入要項に定めた利率は、金庫の定める住宅ローン貸出基準金利（以下「基準金利」という）を基準として基準金利の変更に伴って引き上げ、または引き下げられることに同意します。	基準金利の確認文を第 2 項に移動																																									
第 2 項	2. 第 3 項の各保険に加入した場合、基準金利に第 3 項記載の該当利率を加算するものとします。	2. 借入日現在の基準金利は年 _____ パーセントであることを確認しました。なお、基準金利に下記の利率を加算するものとします。 (1) 第 3 項の各保険に加入した場合は、第 3 項記載の該当利率	第 1 項から基準金利確認文を移動し、保険加入時の加算利率の説明を細分化																																									
第 3 項	3. 下記各保険に加入した場合、下記保険の加算利率の合計年 _____ パーセントを原契約証書の借入要項記載の利率に含むものとします。	3. 下記各保険に加入した場合、下記保険の加算利率の合計年 _____ パーセントを原契約証書の借入要項記載の利率に含むものとします。なお、一般の団体信用生命保険には加算利率はありません。加算利率に相当する加入保険のうち、主となる団体信用生命保険の番号は __、追加特約保険の番号は __ です。	一般団信の加算利率なしを明記、加入保険の番号記入欄を追加																																									
第 3 項【保険表】	<table><tr><td></td><td>加入保険</td><td>加算利率</td></tr><tr><td rowspan="4">主となる 団 体 信 用 生 命 保 険</td><td>ガン保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.100 パーセント</td></tr><tr><td>3 大疾病保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.200 パーセント</td></tr><tr><td>団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.300 パーセント</td></tr><tr><td>引受条件緩和型団体信用生命保険</td><td>年 0.300 パーセント</td></tr><tr><td rowspan="2">追 加 す る 特 約 保 険</td><td>団体信用介護保障保険</td><td>年 0.100 パーセント</td></tr><tr><td>8 大疾病補償付債務返済支援保険</td><td>年 0.150 パーセント</td></tr></table>		加入保険	加算利率	主となる 団 体 信 用 生 命 保 険	ガン保障特約付団体信用生命保険	年 0.100 パーセント	3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.200 パーセント	団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.300 パーセント	引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.300 パーセント	追 加 す る 特 約 保 険	団体信用介護保障保険	年 0.100 パーセント	8 大疾病補償付債務返済支援保険	年 0.150 パーセント	<table><tr><td>団信種類</td><td>番 号</td><td>加入保険</td><td>加算利率</td></tr><tr><td rowspan="4">主となる 団 体 信 用 生 命 保 険</td><td>1</td><td>ガン保障特約付団体信用生命保険（プレーン型を除きます）</td><td>年 0.100 パーセント</td></tr><tr><td>2</td><td>3 大疾病保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.200 パーセント</td></tr><tr><td>3</td><td>団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.300 パーセント</td></tr><tr><td>4</td><td>引受条件緩和型団体信用生命保険</td><td>年 0.300 パーセント</td></tr><tr><td rowspan="2">追 加 特 約 保 険</td><td>5</td><td>団体信用介護保障保険</td><td>年 0.100 パーセント</td></tr><tr><td>6</td><td>8 大疾病補償付債務返済支援保険</td><td>年 0.150 パーセント</td></tr></table>	団信種類	番 号	加入保険	加算利率	主となる 団 体 信 用 生 命 保 険	1	ガン保障特約付団体信用生命保険（プレーン型を除きます）	年 0.100 パーセント	2	3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.200 パーセント	3	団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.300 パーセント	4	引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.300 パーセント	追 加 特 約 保 険	5	団体信用介護保障保険	年 0.100 パーセント	6	8 大疾病補償付債務返済支援保険	年 0.150 パーセント	①各保険に番号（１～６）を付与 ②ガン保障特約付に「プレーン型を除きます」を追加 ③「追加する特約保険」を「追加特約保険」に変更
	加入保険	加算利率																																										
主となる 団 体 信 用 生 命 保 険	ガン保障特約付団体信用生命保険	年 0.100 パーセント																																										
	3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.200 パーセント																																										
	団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.300 パーセント																																										
	引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.300 パーセント																																										
追 加 す る 特 約 保 険	団体信用介護保障保険	年 0.100 パーセント																																										
	8 大疾病補償付債務返済支援保険	年 0.150 パーセント																																										
団信種類	番 号	加入保険	加算利率																																									
主となる 団 体 信 用 生 命 保 険	1	ガン保障特約付団体信用生命保険（プレーン型を除きます）	年 0.100 パーセント																																									
	2	3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.200 パーセント																																									
	3	団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.300 パーセント																																									
	4	引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.300 パーセント																																									
追 加 特 約 保 険	5	団体信用介護保障保険	年 0.100 パーセント																																									
	6	8 大疾病補償付債務返済支援保険	年 0.150 パーセント																																									

項目	旧規定（2022. 6）	新規定（2026. 11）	改訂内容									
第 2 条	（利率変更の基準日と変更日）	（変動金利方式の返済額計算方法）	条項名を変更し、5 年ルール適用の有無を選択する条項を新設									
第 2 条 内容	（規定なし）	この特約書の変動金利方式は、下表のうち____の返済額計算方法を適用するもの とします。 <table><tr><th>番号</th><th>変動金利方式の種類</th><th>説明</th></tr><tr><td>1</td><td>5 年ルールを適用する</td><td>5 年間は基準金利が変動しても返済額は 見直されません。以降も原則として同様 です。</td></tr><tr><td>2</td><td>5 年ルールを適用しない</td><td>基準金利変動の都度、返済額は見直され ます（見直しは 6 ヶ月毎）。</td></tr></table>	番号	変動金利方式の種類	説明	1	5 年ルールを適用する	5 年間は基準金利が変動しても返済額は 見直されません。以降も原則として同様 です。	2	5 年ルールを適用しない	基準金利変動の都度、返済額は見直され ます（見直しは 6 ヶ月毎）。	5 年ルール適用の有無を選択する 規定を新設
番号	変動金利方式の種類	説明										
1	5 年ルールを適用する	5 年間は基準金利が変動しても返済額は 見直されません。以降も原則として同様 です。										
2	5 年ルールを適用しない	基準金利変動の都度、返済額は見直され ます（見直しは 6 ヶ月毎）。										
第 3 条（旧第 2 条）	第 2 条（利率変更の基準日と変更日）	第 3 条（利率変更の基準日と変更日）	条番号を第 2 条→第 3 条に変更									
第 3 条第 1 項	1. 利率の引き上げ幅または引き下げ幅の算出は毎年 4 月および 10 月の第 1 営業日（以下「基準日」という）に行うものとし、引き上げまたは引き下げ幅は、前回基準日（借入後最初の見直しの場合は、借入日）における基準金利と現基準日における基準金利の差とします。	1. 第 2 条で変動金利方式の種類を「5 年ルールを適用する」とした場合、下記各号の定めによります。 (1) 利率の引き上げ幅または引き下げ幅の算出は毎年 4 月 1 日および 10 月 1 日（以下「基準日」という）に行うものとし、引き上げまたは引き下げ幅は、前回基準日（借入後最初の見直しの場合は、借入日）における基準金利と現基準日における基準金利の差とします。	5 年ルール適用時の規定として整理、「4 月および 10 月の第 1 営業日」を「4 月 1 日および 10 月 1 日」に変更									
第 3 条第 1 項(2)	（規定なし）	(2) 前号により利率を変更する場合、変更後の利率の適用開始日は、基準日以降最初に到来する 6 月または 12 月の約定返済日の翌日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新利率適用による返済が始まるものとします。なお、半年ごと増額返済の部分についても同様とします。	旧第 2 項を第 1 項(2)に変更し、適用月を「5 月および 11 月」から「6 月または 12 月」に変更									
第 3 条第 2 項	2. 第 1 項により利率を変更する場合、変更後の利率の適用開始日は、基準日の属する月の翌月（5 月および 11 月）の約定返済日の翌日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新利率適用による返済が始まるものとします。 なお、半年ごと増額返済の部分についても同様とします。	2. 第 2 条で変動金利方式の種類を「5 年ルールを適用しない」とした場合、下記各号の定めによります。 (1) 利率の引き上げ幅または引き下げ幅の算出は毎年 4 月 1 日および 10 月 1 日（以下「基準日」という）に行うものとし、引き上げまたは引き下げ幅は、前回基準日（借入後最初の見直しの場合は、借入日）における基準金利と現基準日における基準金利の差とします。	5 年ルール非適用時の規定を新設（基準日は 4 月 1 日・10 月 1 日、適用月は 5 月・11 月）									

項目	旧規定（2022. 6）	新規定（2026. 11）	改訂内容
		(2) 前号により利率を変更する場合、変更後の利率の適用開始日は、基準日以降最初に到来する 5 月または 11 月の約定返済日の翌日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新利率適用による返済が始まるものとします。なお、半年ごと増額返済の部分についても同様とします。	
第 4 条（旧第 3 条）	第 3 条（利率変更の通知）	第 4 条（利率変更の通知）	条番号を第 3 条→第 4 条に変更
第 4 条内容	利率を変更した場合、金庫は借主に対して、利率変更後最初に到来する約定返済日までに、変更後の利率および毎回の元利金返済額等を書面により通知するものとします。	利率を変更した場合、金庫は借主に対して、利率変更後最初に到来する約定返済日までに、変更後の利率および毎回の元利金返済額等を書面等により通知するものとします。	「書面」を「書面等」に変更
第 5 条（旧第 4 条）	第 4 条（基準金利の変更）	第 5 条（基準金利の変更）	条番号を第 4 条→第 5 条に変更 （内容変更なし）
第 6 条（旧第 5 条）	第 5 条（固定金利型住宅ローンへの変更）	第 6 条（固定金利型住宅ローンへの変更）	条番号を第 5 条→第 6 条に変更 （内容変更なし）
第 7 条	（規定なし）	第 7 条（利率の変更による元利金返済額の見直し） 1. 第 2 条で変動金利方式の種類を「5 年ルールを適用する」とした場合、下記各号の定めによります。 (1) 第 1 条および第 3 条第 1 項により利率の変更がある場合でも、利率の毎年 10 月 1 日での 5 回目ごとの見直しを行うまでは、毎回の返済額は変更しないものとします。 (2) 利率の変更に基づく元利金返済額の変更は、変更日から通算して毎年 10 月 1 日での 5 回目の基準日の直後の 1 月以降最初に到来する返済から行うものとし、以後毎年 10 月 1 日での 5 回目の利率見直しを行うごとに同様に変更するものとします。 (3) 元利金の新返済額は、次の基準により毎年 10 月 1 日での 5 回目ごとの利率見直し時の新利率、借入残高、残存期間等により、金庫所定の方法で再計算するものとします。 ①残存期間を変えずに、変更前の毎回返済額の 25 パーセント増の範囲内で返済額を増加させる。	5 年ルール適用時の元利金返済額見直しルールを新設

項目	旧規定（2022. 6）	新規定（2026. 11）	改訂内容
		②ただし、算出した返済額が変更前の毎回返済額より少なくなる場合は残存期間を変えず、返済額を少なくする方式とします。	
第 7 条第 2 項	（規定なし）	2. 第 2 条で変動金利方式の種類を「5 年ルールを適用しない」とした場合、下記各号の定めによります。 (1) 第 1 条および第 3 条第 2 項により利率の変更がある場合、変更後の利率、残存元金、残存期間に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。 (2) 以降の返済額の変更は、利率変更の都度、基準日の属する月の翌々月（6 月および 12 月）の約定返済日から行うものとします。新返済額は金庫所定の方法に基づき、新利率、残存元金、残存期間により算出するものとします。	5 年ルール非適用時の返済額変更ルールを新設
第 8 条	（規定なし）	第 8 条（未払利息の取扱い） 第 2 条で変動金利方式の種類を「5 年ルールを適用する」とした場合、下記各項の定めによります。 1. 利率の変更により、毎月の約定利息が所定の毎回の返済額を超える場合には、その超過額（以下「未払利息」という）の支払いは繰り延べ、翌月以降の返済額より支払うものとし、その充当の順序は、未払利息・約定利息・元金の順とします。以後の支払いについても、同様とします。また、半年ごとの増額返済部分についても同様とします。 2. 返済額の見直しの基準日において未払利息の繰り延べがある場合は、金庫所定の計算方法により、新返済額を算出するものとします。なお、充当順序は、第 1 項と同様とします。	5 年ルール適用時の未払利息の取扱いを新設
第 9 条	（規定なし）	第 9 条（最終回返済額） 最終元金残高に最終回利息を加えた額を最終回返済額とします。なお、未払利息がある場合には、未払利息額も加えた額とします。	最終回返済額の計算方法を新設
第 10 条（旧第 6 条）	第 6 条（繰り上げ返済）	第 10 条（繰り上げ返済）	条番号を第 6 条→第 10 条に変更
第 10 条第 2 項	2. 繰り上げ返済により毎月ならびに半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。	2. 繰り上げ返済により毎月ならびに半年ごと増額返済部分の未払利息または第 8 条に定める未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。	第 8 条の未払利息への参照を追加
第 10 条第 5 項 表内	【返済期日の繰り上げ】	【返済期日の繰り上げ】	未払利息がある場合の返済日繰

項目	旧規定（2022. 6）	新規定（2026. 11）	改訂内容
	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。ただし、繰り上げ返済後も第 8 条に定める未払利息を生じる場合には、金庫は最終回返済日を繰り上げず返済額を変えない方法等によることもできるものとします。	上げの例外規定を追加
第 10 条第 5 項 表外	また、最終回返済日を繰り上げず、毎月または半年ごとの返済額を減額することもできるものとします。	また、繰り上げ返済後、第 8 条に定める未払利息を生じない場合には、最終回返済日を繰り上げず、毎月または半年ごとの返済額を減額することもできるものとします。	返済額減額の条件として未払利息がないことを明記
第 11 条（旧第 7 条）	第 7 条（団体信用生命保険）	第 11 条（団体信用生命保険）	条番号を第 7 条→第 11 条に変更 （内容変更なし）
第 12 条（旧第 8 条）	第 8 条（損害保険）	第 12 条（損害保険）	条番号を第 8 条→第 12 条に変更 （内容変更なし）
第 13 条（旧第 9 条）	第 9 条（保証）	第 13 条（保証）	条番号を第 9 条→第 13 条に変更 （内容変更なし）
第 14 条（旧第 10 条）	第 10 条（規定の変更）	第 14 条（規定の変更）	条番号を第 10 条→第 14 条に変更 （内容変更なし）

固定金利選択型住宅ローンに関する特約書の規定【新旧対照表 03-651】（旧）固定金利選択型住宅ローンに関する特約（5 年毎見直し規定あり）

項目	旧規定（2022. 6）	新規定（2026. 11）	改訂内容																																																											
第 1 条（特約期間と特約期間中の適用利率）																																																														
第 3 項	保証会社保証付のローンで保証料毎月払い方式の場合は、前項の利率に保証料年_____パーセントを加算した利率を適用するものとします。	保証料毎月払い方式の場合は、前項の利率に保証料年_____パーセントを加算した利率を適用するものとします。	表現の簡潔化（「保証会社保証付のローンで」を削除																																																											
第 4 項	下記各保険に加入した場合、下記保険の加算利率の合計年_____パーセントを原契約証書の借入要項記載の利率に含むものとします。	下記各保険に加入した場合、下記保険の加算利率の合計年_____パーセントを原契約証書の借入要項記載の利率に含むものとします。なお、一般の団体信用生命保険には加算利率はありません。加算利率に相当する加入保険のうち、主となる団体信用生命保険の番号は____、追加特約保険の番号は____です。	・一般団信の加算利率なしを明記 ・加入保険の番号記入欄を追加																																																											
第 4 項【保険表】	<table><tr><th></th><th>加入保険</th><th>加算利率</th></tr><tr><td rowspan="4">主となる 団体信用 生命保険</td><td>ガン保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.100 パーセント</td></tr><tr><td>3 大疾病保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.200 パーセント</td></tr><tr><td>団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.300 パーセント</td></tr><tr><td>引受条件緩和型団体信用生命保険</td><td>年 0.300 パーセント</td></tr><tr><td rowspan="2">追加する 特約保険</td><td>団体信用介護保障保険</td><td>年 0.100 パーセント</td></tr><tr><td>8 大疾病補償付債務返済支援保険</td><td>年 0.150 パーセント</td></tr></table>		加入保険	加算利率	主となる 団体信用 生命保険	ガン保障特約付団体信用生命保険	年 0.100 パーセント	3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.200 パーセント	団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.300 パーセント	引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.300 パーセント	追加する 特約保険	団体信用介護保障保険	年 0.100 パーセント	8 大疾病補償付債務返済支援保険	年 0.150 パーセント	<table><tr><th>団信種類</th><th>番号</th><th>加入保険</th><th>加算利率</th></tr><tr><td rowspan="4">主となる 団体信用 生命保険</td><td>1</td><td>ガン保障特約付団体信用生命保険（プレーン型を除きます）</td><td>年 0.100 パーセント</td></tr><tr><td>2</td><td>3 大疾病保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.200 パーセント</td></tr><tr><td>3</td><td>団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.300 パーセント</td></tr><tr><td>4</td><td>引受条件緩和型団体信用生命保険</td><td>年 0.300 パーセント</td></tr><tr><td rowspan="2">追加特約 保険</td><td>5</td><td>団体信用介護保障保険</td><td>年 0.100 パーセント</td></tr><tr><td>6</td><td>8 大疾病補償付債務返済支援保険</td><td>年 0.150 パーセント</td></tr></table> <table><tr><th colspan="4">【一部の無担保住宅ローン】</th></tr><tr><th>団信種類</th><th>番号</th><th>加入保険</th><th>加算利率</th></tr><tr><td rowspan="3">主となる 団体信用 生命保険</td><td>7</td><td>ガン保障特約付団体信用生命保険（プレーン型を除きます）</td><td>年 0.200 パーセント</td></tr><tr><td>8</td><td>3 大疾病保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.300 パーセント</td></tr><tr><td>9</td><td>引受条件緩和型団体信用生命保険</td><td>年 0.400 パーセント</td></tr></table>	団信種類	番号	加入保険	加算利率	主となる 団体信用 生命保険	1	ガン保障特約付団体信用生命保険（プレーン型を除きます）	年 0.100 パーセント	2	3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.200 パーセント	3	団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.300 パーセント	4	引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.300 パーセント	追加特約 保険	5	団体信用介護保障保険	年 0.100 パーセント	6	8 大疾病補償付債務返済支援保険	年 0.150 パーセント	【一部の無担保住宅ローン】				団信種類	番号	加入保険	加算利率	主となる 団体信用 生命保険	7	ガン保障特約付団体信用生命保険（プレーン型を除きます）	年 0.200 パーセント	8	3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.300 パーセント	9	引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.400 パーセント	①各保険に番号（1～6 は共通、7～9 は無担保住宅ローン専用）を付与 ②ガン保障特約付に「プレーン型を除きます」を追加 ③「追加する特約保険」を「追加特約保険」に変更 ④無担保住宅ローン用の保険表を新設
	加入保険	加算利率																																																												
主となる 団体信用 生命保険	ガン保障特約付団体信用生命保険	年 0.100 パーセント																																																												
	3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.200 パーセント																																																												
	団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.300 パーセント																																																												
	引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.300 パーセント																																																												
追加する 特約保険	団体信用介護保障保険	年 0.100 パーセント																																																												
	8 大疾病補償付債務返済支援保険	年 0.150 パーセント																																																												
団信種類	番号	加入保険	加算利率																																																											
主となる 団体信用 生命保険	1	ガン保障特約付団体信用生命保険（プレーン型を除きます）	年 0.100 パーセント																																																											
	2	3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.200 パーセント																																																											
	3	団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.300 パーセント																																																											
	4	引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.300 パーセント																																																											
追加特約 保険	5	団体信用介護保障保険	年 0.100 パーセント																																																											
	6	8 大疾病補償付債務返済支援保険	年 0.150 パーセント																																																											
【一部の無担保住宅ローン】																																																														
団信種類	番号	加入保険	加算利率																																																											
主となる 団体信用 生命保険	7	ガン保障特約付団体信用生命保険（プレーン型を除きます）	年 0.200 パーセント																																																											
	8	3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.300 パーセント																																																											
	9	引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.400 パーセント																																																											
第 6 項	保証会社保証付のローンで保証料毎月払い方式の場合は、新特約期間利	保証料毎月払い方式の場合は、新特約期間利率に第 3 項の利率を加算するものと	表現の簡潔化（「保証会社保証																																																											

項目	旧規定（2022. 6）	新規定（2026. 11）	改訂内容
	率に第 3 項の利率を加算するものとし、第 4 項の各保険に加入した場合は、新特約期間利率に第 4 項記載の該当利率を加算するものとします。	し、第 4 項の各保険に加入した場合は、新特約期間利率に第 4 項記載の該当利率を加算するものとします。	付のローンで」を削除）
第 7 項	新特約期間を定める場合は、金庫所定の手続きに従うものとし、当初特約期限の 1 週間前までに金庫制定の書面により申込みするものとします。	新特約期間を定める場合は、金庫所定の手続きに従うものとし、当初特約期限の 1 週間前までに金庫制定の書面等により申込みするものとします。	「書面」を「書面等」に変更
第 9 項	特約期限までに、金庫制定の書面により新特約期間を定める旨の申出を行わない場合、または特約期限の到来により後記第 3 条に定める変動金利方式へ移行（以下この扱いを「特約の終了」という）した場合は、以後の借入期間中は新特約期間の選択ができないことに同意します。	特約期限までに、金庫制定の書面等により新特約期間を定める旨の申出を行わない場合、または特約期限の到来により後記第 4 条に定める変動金利方式へ移行（以下この扱いを「特約の終了」という）した場合は、以後の借入期間中は新特約期間の選択ができないことに同意します。	「書面」を「書面等」に変更
第 10 項	金庫は特約期限の 1 ヶ月前の約定返済日までに特約期限が到来する旨を書面により通知するものとします。	金庫は特約期限の 1 ヶ月前の約定返済日までに特約期限が到来する旨を書面等により通知するものとします。	「書面」を「書面等」に変更
第 3 条（特約期間終了後の変動金利方式）			
第 2 項	2. 加算利率 保証会社保証付のローンで保証料毎月払い方式の場合は、基準金利に第 1 条第 3 項の利率を加算するものとし、第 1 条第 4 項の各保険に加入した場合は、基準金利に第 1 条第 4 項記載の該当利率を加算するものとします。	2. 加算利率 保証料毎月払い方式の場合は、基準金利に第 1 条第 3 項の利率を加算するものとし、第 1 条第 4 項の各保険に加入した場合は、基準金利に第 1 条第 4 項記載の該当利率を加算するものとします。	表現の簡潔化（「保証会社保証付のローンで」を削除）
第 4 項	4. 利率の変更幅 利率の変更は、毎年 4 月および 10 月の第 1 営業日（以下「基準日」という）に基準日現在の基準金利と前回基準日現在の基準金利を比較し、その利率に差がある場合に行うものとします。また、利率の変更幅は、それぞれの基準金利の利率差によるものとします。 ただし、特約の終了後最初に到来する基準日については、基準日現在と特約期限の翌日現在の基準金利に差がある場合に、それぞれの基準金利の利率差を変更幅として利率を変更するものとします。	4. 利率の変更幅 利率の変更は、毎年 4 月 1 日および 10 月 1 日（以下「基準日」という）に基準日現在の基準金利と前回基準日現在の基準金利とを比較し、その利率に差がある場合に行うものとします。また、利率の変更幅は、それぞれの基準金利の利率差によるものとします。 ただし、特約の終了後最初に到来する基準日については、基準日現在と特約期限の翌日現在の基準金利に差がある場合に、それぞれの基準金利の利率差を変更幅として利率を変更するものとします。	表現の明確化（「毎年 4 月および 10 月の第 1 営業日」→「毎年 4 月 1 日および 10 月 1 日」）
第 7 項	7. 利率および返済額変更の通知 利率を変更した場合および返済額を変更した場合、金庫から借主に対してその変更後最初に到来する約定返済日までに変更後の利率、返済額および返済額に占める元金、利息の内訳等を書面で通知するものとします。	7. 利率および返済額変更の通知 利率を変更した場合および返済額を変更した場合、金庫から借主に対してその変更後最初に到来する約定返済日までに変更後の利率、返済額および返済額に占める元金、利息の内訳等を書面等により通知するものとします。	「書面で」を「書面等により」に変更

項目	旧規定（2022. 6）	新規定（2026. 11）	改訂内容
第 5 条（団体信用生命保険）			
第 4 号	（4）借主または連帯保証人は、この債務の最終返済期限以前に借主に上記保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく所定の手続きを行い金庫または保証会社の指示に従います。	（4）借主または保証人は、この債務の最終返済期限以前に借主に上記保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく所定の手続きを行い金庫または保証会社の指示に従います。	用語の統一（「連帯保証人」→「保証人」）
第 6 号	（6）借主および連帯保証人は、第 5 号により受領した保険金によって補填されない残債務がある場合は、引き続き残債務を返済する責任を負います。	（6）借主および保証人は、第 5 号により受領した保険金によって補填されない残債務がある場合は、引き続き残債務を返済する責任を負います。	用語の統一（「連帯保証人」→「保証人」）
第 6 条（損害保険）			
第 5 号	（5）借主または連帯保証人は、この債務の最終返済期限以前に借主に本保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく所定の手続きを行い金庫または引受保険会社の指示に従うものとします。	（5）借主または保証人は、この債務の最終返済期限以前に借主に本保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく所定の手続きを行い金庫または引受保険会社の指示に従うものとします。	用語の統一（「連帯保証人」→「保証人」）
第 7 号	（7）借主および連帯保証人は、第 6 号により受領した保険金によって補填されない残債務がある場合は、引き続き残債務を返済する責任を負います。	（7）借主および保証人は、第 6 号により受領した保険金によって補填されない残債務がある場合は、引き続き残債務を返済する責任を負います。	用語の統一（「連帯保証人」→「保証人」）
第 7 条（保証）	連帯保証人は、この特約書の各条項を承認し、借主が原契約証書およびこの特約書によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については原契約証書およびこの特約書に従います。	保証人は、この特約書の各条項を承認し、借主が原契約証書およびこの特約書によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については原契約証書およびこの特約書に従います。	用語の統一（「連帯保証人」→「保証人」）

固定金利選択型住宅ローンに関する特約書の規定【新旧対照表 23-767】（旧）固定金利選択型住宅ローンに関する特約（5 年毎見直し規定なし）

項目	旧規定（2022. 6）		新規定（2026. 11）				改訂内容	
第 1 条（特約期間と特約期間中の適用利率）								
第 3 項	下記各保険に加入した場合、下記保険の加算利率の合計年_____パーセントを原契約証書の借入要項記載の利率に含むものとします。		下記各保険に加入した場合、下記保険の加算利率の合計年_____パーセントを原契約証書の借入要項記載の利率に含むものとします。なお、一般の団体信用生命保険には加算利率はありません。加算利率に相当する加入済保険のうち、主となる団体信用生命保険の番号は__、追加特約保険の番号は__です。				・一般団信の取扱いを明記 ・加入保険の番号記入欄を追加	
第 4 項【保険表】							①各保険に番号（1～6）を付与 ②ガン保障特約付に『（プレーン型を除きます）』を追加 ③「追加する特約保険」を「追加特約保険」に変更	
		加入保険	加算利率	団信種類	番号	加入保険		加算利率
	主となる 団体信用 生命保険	ガン保障特約付団体信用生命保険	年 0.100 パーセント	主となる 団体信用 生命保険	1	ガン保障特約付団体信用生命保険（プレーン型を除きます）		年 0.100 パーセント
		3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.200 パーセント			3 大疾病保障特約付団体信用生命保険		年 0.200 パーセント
		団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険	年 0.300 パーセント			団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険		年 0.300 パーセント
		引受条件緩和型団体信用生命保険	年 0.300 パーセント			引受条件緩和型団体信用生命保険		年 0.300 パーセント
	追加する 特約保険	団体信用介護保障保険	年 0.100 パーセント	追加特約 保険	5	団体信用介護保障保険		年 0.100 パーセント
		8 大疾病補償付債務返済支援保険	年 0.150 パーセント			8 大疾病補償付債務返済支援保険		年 0.150 パーセント
第 6 項	新特約期間を定める場合は、金庫所定の手続きに従うものとし、当初特約期限の 1 週間前までに金庫制定の書面により申込みするものとします。		新特約期間を定める場合は、金庫所定の手続きに従うものとし、当初特約期限の 1 週間前までに金庫制定の書面等により申込みするものとします。				「書面」を「書面等」に変更	
第 8 項	特約期限までに、金庫制定の書面により新特約期間を定める旨の申出を行わない場合、または特約期限の到来により後記第 3 条に定める変動金利方式へ移行（以下この扱いを「特約の終了」という）した場合は、以後の借入期間中は新特約期間の選択ができないことに同意します。		特約期限までに、金庫制定の書面等により新特約期間を定める旨の申出を行わない場合、または特約期限の到来により後記第 3 条に定める変動金利方式へ移行（以下この扱いを「特約の終了」という）した場合は、以後の借入期間中は新特約期間の選択ができないことに同意します。				「書面」を「書面等」に変更	
第 9 項	金庫は特約期限の 1 ヶ月前の約定返済日までに特約期限が到来する旨を書面により通知するものとします。		金庫は特約期限の 1 ヶ月前の約定返済日までに特約期限が到来する旨を書面等により通知するものとします。				「書面」を「書面等」に変更	
第 3 条（特約期間終了後の変動金利方式）	1. 適用利率 第 1 条第 8 項による特約の終了時において、特約期限の翌日から適用さ		1. 適用利率 第 1 条第 8 項による特約の終了時において、特約期限の翌日から適用される利率				・5 年ルール適用有無の選択欄 を追加	

項目	旧規定（2022. 6）	新規定（2026. 11）	改訂内容									
	れる利率は、特約期限の翌日時点における金庫店頭に示された所定の住宅ローン貸出基準金利（以下「基準金利」という）を適用するものとします。	は、特約期限の翌日時点における金庫店頭に示された所定の住宅ローン貸出基準金利（以下「基準金利」という）を適用するものとします。なお、変動金利方式は下表のうち____の返済額計算方法を適用するものとします。 <table><tr><th>番号</th><th>変動金利方式の種類</th><th>説 明</th></tr><tr><td>1</td><td>5 年ルールを適用する</td><td>5 年間は基準金利が変動しても返済額は見直されません。以降も原則として同様です。</td></tr><tr><td>2</td><td>5 年ルールを適用しない</td><td>基準金利変動の都度、返済額は見直されます（見直しは 6 ヶ月毎）。</td></tr></table>	番号	変動金利方式の種類	説 明	1	5 年ルールを適用する	5 年間は基準金利が変動しても返済額は見直されません。以降も原則として同様です。	2	5 年ルールを適用しない	基準金利変動の都度、返済額は見直されます（見直しは 6 ヶ月毎）。	・ 変動金利方式の説明欄を追加
番号	変動金利方式の種類	説 明										
1	5 年ルールを適用する	5 年間は基準金利が変動しても返済額は見直されません。以降も原則として同様です。										
2	5 年ルールを適用しない	基準金利変動の都度、返済額は見直されます（見直しは 6 ヶ月毎）。										
第 4 項	4. 利率の変更幅 利率の変更は、毎年 4 月および 10 月の第 1 営業日（以下「基準日」という）に基準日現在の基準金利と前回基準日現在の基準金利とを比較し、その利率に差がある場合に行うものとします。また、利率の変更幅は、それぞれの基準金利の利率差によるものとします。 ただし、特約の終了後最初に到来する基準日については、基準日現在と特約期限の翌日現在の基準金利に差がある場合に、それぞれの基準金利の利率差を変更幅として利率を変更します。	4. 利率の変更幅 利率の変更は、毎年 4 月 1 日および 10 月 1 日（以下「基準日」という）に基準日現在の基準金利と前回基準日現在の基準金利とを比較し、その利率に差がある場合に行うものとします。また、利率の変更幅は、それぞれの基準金利の利率差によるものとします。 ただし、特約の終了後最初に到来する基準日については、基準日現在と特約期限の翌日現在の基準金利に差がある場合に、それぞれの基準金利の利率差を変更幅として利率を変更します。	基準日を特定日に固定									
第 5 項	5. 利率の変更日 利率を変更する場合、変更後の利率の適用開始日は、基準日の属する月の翌月（5 月および 11 月）の約定返済日の翌日とします。	5. 利率の変更日 (1) 第 1 項で変動金利方式の種類を「5 年ルールを適用する」とした場合、利率変更後の適用開始日は、基準日の属する月の翌々月（6 月および 12 月）の約定返済日の翌日とします。 (2) 第 1 項で変動金利方式の種類を「5 年ルールを適用しない」とした場合、利率変更後の適用開始日は、基準日の属する月の翌月（5 月および 11 月）の約定返済日の翌日とします。	5 年ルール適用有無による適用開始日区分の明記									
第 6 項	6. 返済額の変更 (1) 特約の終了時の返済額は、第 1 項に定める利率、残存元金、残存期間に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。	6. 返済額の変更 (1) 第 1 項で変動金利方式の種類を「5 年ルールを適用する」とした場合、下記の定めによります。 ① 特約の終了時の返済額は、第 1 項に定める適用利率、残存元金、残存期間に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。 ② 以降の返済額の変更は、特約の終了後 5 回目の 10 月 1 日を経過して最初に到来する 1 月の約定返済日から行うものとします。 ③ 新返済額は金庫所定の方法に基づき、新利率、残存元金、残存期間、未払利	・ 5 年ルール適用有無による返済額変更方法の区分 ・ 5 年ルール適用時の 1.25 倍上限規定の明記 ・ 未払利息の取扱い規定の追加									

項目	旧規定（2022. 6）	新規定（2026. 11）	改訂内容
	(2) 以降の返済額の変更は、利率変更の都度、基準日の属する月の翌々月（6 月および 12 月）の約定返済日から行うものとします。新返済額は金庫所定の方法に基づき、新利率、残存元金、残存期間により算出するものとします。	息により算出するものとし、以後も 5 回経過ごとに同様とします。ただし、新返済額は最終返済の場合を除き前回返済額の 1. 25 倍の金額を限度とするものとします。なお、未払利息が発生する場合には、第 10 項に準じて取扱うものとします。 (2) 第 1 項で変動金利方式の種類を「5 年ルールを適用しない」とした場合、下記の定めによります。 ① 特約の終了時の返済額は、第 1 項に定める利率、残存元金、残存期間に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。 ② 以降の返済額の変更は、利率変更の都度、基準日の属する月の翌々月（6 月および 12 月）の約定返済日から行うものとします。新返済額は金庫所定の方法に基づき、新利率、残存元金、残存期間により算出するものとします。	
第 7 項	7. 利率および返済額変更の通知 利率を変更した場合および返済額を変更した場合、金庫から借主に対してその変更後最初に到来する約定返済日までに変更後の利率、返済額および返済額に占める元金、利息の内訳等を書面で通知するものとします。	7. 利率および返済額変更の通知 利率を変更した場合および返済額を変更した場合、金庫から借主に対してその変更後最初に到来する約定返済日までに変更後の利率、返済額および返済額に占める元金、利息の内訳等を書面等により通知するものとします。	「書面で」を「書面等により」に変更
第 10 項	（規定なし）	10. 未払利息の取扱い【新設】 第 1 項で変動金利方式の種類を「5 年ルールを適用する」とした場合、下記各号の定めによります。 (1) 利率の変更により毎月の約定利息が所定の返済額を超過する場合は、その超過額（以下「未払利息」という）の支払いは繰り延べるものとし、翌月以降の返済額より優先して支払うものとします。 (2) 半年ごと増額返済の部分について約定利息に超過額を生ずるときは、第 1 号と同様にその支払いを繰り延べるものとし、未払利息発生後最初に到来する半年ごと増額返済日より、毎月返済の部分とは別に第 1 号に準じて支払うものとします。	5 年ルール適用時の未払利息発生への対応規定を新設
第 11 項	（規定なし）	11. 最終返済時の取扱い【新設】 (1) 利率の変更、返済額の変更などにより、原契約証書の最終回返済日が繰り上がる場合には、金庫からの事前の通知により指定された日を最終回返済日とするものとします。 (2) 最終回返済額は、最終元金残高に最終回利息を加えた額とします。ただし、	変動金利移行後の最終返済時の取扱いを明確化

項目	旧規定（2022. 6）	新規定（2026. 11）	改訂内容
		未払利息がある場合は、その金額を加えた額とします。	
第 5 条（団体信用生命保険）	(1) 借主は、金庫に対し負担する債務の履行を担保するため、信金中央金庫または金庫もしくは保証会社を保険契約者、借主を被保険者、金庫または保証会社を保険金受取人として、保険会社との間に締結する団体信用生命保険契約に加入することを承諾いたします。ただし、保険金額は未償還債務残高かつ最高保険金額を限度とし、保険料は金庫の負担とします。 (4) 借主または連帯保証人は、この債務の最終返済期限以前に借主に上記保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく所定の手続きを行い金庫または保証会社の指示に従います。 (5) 第 4 号により、金庫または保証会社が保険会社から保険金を受領したときは受領金相当額をこの債務に充当されても異議ありません。また充当の順序については金庫に一任します。 (6) 借主および連帯保証人は、第 5 号により受領した保険金によって補填されない残債務がある場合は、引き続き残債務を返済する責任を負います。	(1) 借主は、金庫に対し負担する債務の履行を担保するため、信金中央金庫または金庫を保険契約者、借主を被保険者、金庫を保険金受取人として、保険会社との間に締結する団体信用生命保険契約に加入することを承諾いたします。ただし、保険金額は未償還債務残高かつ最高保険金額を限度とし、保険料は金庫の負担とします。 (4) 借主または保証人は、この債務の最終返済期限以前に借主に上記保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく所定の手続きを行い金庫の指示に従います。 (5) 第 4 号により、金庫が保険会社から保険金を受領したときは受領金相当額をこの債務に充当されても異議ありません。また充当の順序については金庫に一任します。 (6) 借主および保証人は、第 5 号により受領した保険金によって補填されない残債務がある場合は、引き続き残債務を返済する責任を負います。	・(1) (4) (5) 保証会社を削除 ・用語の統一（「連帯保証人」→「保証人」）
第 6 条（損害保険）	(5) 借主または連帯保証人は、この債務の最終返済期限以前に借主に本保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく所定の手続きを行い金庫または引受保険会社の指示に従うものとします。 (7) 借主および連帯保証人は、第 6 号により受領した保険金によって補填されない残債務がある場合は、引き続き残債務を返済する責任を負います。	(5) 借主または保証人は、この債務の最終返済期限以前に借主に本保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく所定の手続きを行い金庫または引受保険会社の指示に従うものとします。 (7) 借主および保証人は、第 6 号により受領した保険金によって補填されない残債務がある場合は、引き続き残債務を返済する責任を負います。	用語の統一（「連帯保証人」→「保証人」）
第 7 条（保証）	連帯保証人は、この特約書の各条項を承認し、借主が原契約証書およびこの特約書によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については原契約証書およびこの特約書に従います。	保証人は、この特約書の各条項を承認し、借主が原契約証書およびこの特約書によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については原契約証書およびこの特約書に従います。	用語の統一（「連帯保証人」→「保証人」）